

## 令和4年11月山口県議会定例会議案目次

### 事 件 議 決

議案第18号	県道徳山本郷線道路改良工事の請負契約の締結について……………	101
議案第19号	錦川総合開発事業平瀬ダム建設工事の請負契約の一部を変更することについて……………	103
議案第20号	財産を出資の目的とすることについて……………	105
議案第21号	公の施設に係る指定管理者の指定について……………	107

議案第22号	当せん金付証券の発売金額について……………	109
議案第23号	公立大学法人山口県立大学定款の変更について……………	111
議案第24号	地方独立行政法人山口県立病院機構に係る中期目標を定めることについて……………	113

## 議案第18号

### 県道徳山本郷線道路改良工事の請負契約の締結について

下記のとおり工事の請負契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年山口県条例第4号）第2条の規定により、県議会の議決を求めます。

令和4年11月30日提出

山口県知事 村岡嗣政

#### 記

- |          |  |
|----------|--|
| 1 契約の目的  | 県道徳山本郷線道路改良（市ヶ原トンネル）工事                                     |
| 2 工事場所   | 岩国市美川町小川字嶋石及び字川嶋地内   |
| 3 契約の方法  | 一般競争入札   |
| 4 契約金額   | 金866,657,000円  |
| 5 契約の相手方 | 周南市平和通1丁目26番地<br>県道徳山本郷線道路改良（市ヶ原トンネル）工事洋林建設・森野組特定建設工事共同企業体 |

## 構成員

代表者 周南市平和通1丁目26番地

洋林建設株式会社

岩国市由宇町南2丁目5番14号

株式会社森野組

## 議案第19号

### 錦川総合開発事業平瀬ダム建設工事の請負契約の一部を変更することについて

平成26年3月県議会の議決を経て締結した錦川総合開発事業平瀬ダム建設工事の請負契約の一部を下記のとおり変更することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年山口県条例第4号）第2条の規定により、県議会の議決を求めます。

令和4年11月30日提出

山口県知事 村岡嗣政

#### 記

契約金額「金15,344,596,800円」を「金15,547,781,520円」とする。

議案第20号

財産を出資の目的とすることについて

下記のとおり財産を出資の目的とすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、県議会の議決を求めます。

令和4年11月30日提出

山口県知事 村岡嗣政

記

1 所在、種類、構造、床面積及び評価額

所 在	種 類	構 造	床 面 積	評 価 額	
山口市桜島6丁目527番地1			平方メートル	千円	
〃 宮野下字三本松10508番地1					
〃 〃 字三本松山10509番地					
〃 〃 〃 10510番地	食堂・倉庫	鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板ぶき・陸屋根地下1階付平家建	1,074.20	804,300	
〃 〃 〃 10511番地			地下1階.....429.36		
			計		1,503.56

〃	〃	字三本松10525番地				
〃	〃	〃	10526番地			

- 2 出資の相手方 山口市桜島3丁目2番1号  
公立大学法人山口県立大学
- 3 出資の理由 上記公立大学法人の資産とするため

## 議案第21号

### 公の施設に係る指定管理者の指定について

下記のとおり公の施設に係る指定管理者を指定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、県議会の議決を求めます。

令和4年11月30日提出

山口県知事 村岡嗣政

#### 記

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称 山口県大島防災センター
- 2 指定管理者 周防大島町
- 3 指定の期間 令和5年4月1日から令和10年3月31日までの間

議案第22号

当せん金付証券の発売金額について

下記のとおり令和5年度における当せん金付証券の発売金額を定めることについて、当せん金付証券法（昭和23年法律第144号）第4条第1項の規定により、県議会の議決を求めます。

令和4年11月30日提出

山口県知事 村岡嗣政

記

発売金額 14,000,000,000円

議案第23号

公立大学法人山口県立大学定款の変更について

下記のとおり公立大学法人山口県立大学定款を変更することについて、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第8条第2項の規定により、県議会の議決を求めます。

令和4年11月30日提出

山口県知事 村岡嗣政

記

別表の2の表に次のように加える。

厚生棟	〃	桜島6丁目527番地1	1,503.56
	〃	宮野下字三本松10508番地1	
	〃	〃 字三本松山10509番地	
	〃	〃 〃 10510番地	
	〃	〃 〃 10511番地	
	〃	〃 〃 字三本松10525番地	

	〃 〃 〃 10526番地	
--	---------------	--

附 則

この定款は、総務大臣及び文部科学大臣の認可のあった日から施行する。

議案第24号

地方独立行政法人山口県立病院機構に係る中期目標を定めることについて

下記のとおり地方独立行政法人山口県立病院機構に係る中期目標を定めることについて、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第25条第3項の規定により、県議会の議決を求めます。

令和4年11月30日提出

山口県知事 村岡嗣政

記

地方独立行政法人山口県立病院機構に係る中期目標（別冊のとおり）